

## 和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）の資格審査その他必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札参加者に必要な資格は、次に掲げる要件に該当しない者とする。ただし、市長において特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後3年を経過していないもの
- (3) 前号に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 引き続き2年以上当該事業の営業に従事していない者
- (5) 和歌山市に対し納付すべき市税、消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税を完納していない者
- (6) 法第2条第3項に規定する建設業を営む者（以下「建設業者」という。）にあつては、法第3条に規定する許可を受けていないもの及び法第27条の2第1項の規定による経営事項審査を受けていないもの
- (7) 建設コンサルタント業務を営む者（以下「建設コンサルタント業者」という。）にあつては、営業に関し法律上必要とする許可又は登録を受けていないもの
- (8) 申請者又は申請者の役員等が、和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等である者
- (9) その他市長が必要と認める資格を有しないもの

(資格の基本事項の公示)

第3条 市長は、競争入札参加者に必要な資格及び申請の時期、方法等について公示によるほか、建設総務課掲示板に掲示するとともに本市ホームページにおいて掲載するものとする。

2 競争入札参加者の資格審査は、西暦奇数年に定期的に行う定期審査又は定期審査後に市長が必要と認める場合に行う追加審査において行うこととする。

(審査の申請)

第4条 競争入札参加者は、市長が定める期間内に、競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格登録の承認を受けなければならない。

(競争入札に参加を希望できる業種の制限)

第4条の2 競争入札参加者が競争入札に参加を希望できる業種（以下「希望業種」という。）の数は、同一の競争入札参加者につき5とする。

2 前項の規定にかかわらず、競争入札参加者のうち、建設業者であつて和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有しているものの希望業種の数は、同一の競争入札参加者につき6とする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定により申請があつたときはこれを審査し、適当と認めるときは、建設コ

ンサルタント業者にあつては、これを登録するとともに競争入札参加資格を有する業者の名簿を作成するものとし、建設業者にあつては、次に掲げる競争入札参加資格審査に係る総合点数（以下「総合点数」という。）を算出した後、これを登録するとともに競争入札参加資格を有する業者の名簿を作成するものとする。

- (1) 和歌山県内に主たる営業所（本社・本店）を有している者で、希望業種を申請したものの希望業種に係る総合点数は、経営事項審査による総合評定値に別表2に定めるところにより算出する主観点数を加減して算出した点数とする。ただし、技術者数に係る主観点数については、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業又は当該工事業から細分化した工事種別以外の希望業種については加減を行わない。
- (2) 和歌山県以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者の希望業種に係る総合点数は、経営事項審査による総合評定値とする。

2 市長は、第8条の規定により変更の申請があつたときはこれを審査し、適当と認めるときは、これを登録するとともに前項の規定により作成した競争入札参加資格を有する名簿を変更するものとする。ただし、当該変更の申請にあつては、新たな総合点数の算出は行わないこととし、従前の総合点数を適用するものとする。

（登録書の発行）

第6条 市長は、前条の規定により登録された業者（以下「登録業者」という。）には、競争入札参加資格登録書（別記様式第2号。以下「登録書」という。）を発行するものとする。

2 登録業者が第8条の届出を提出した場合において、登録書の記載内容について再発行が必要であるものに対して登録書を発行するものとする。

（登録書の有効期間）

第7条 登録書の有効期間は、登録認定日から次の定期審査による登録認定日の前日までとする。ただし、登録業者が前条第2項の規定により登録書の再発行を受けた場合については、変更前の有効期限を適用する。

（登録の変更）

第8条 登録業者は、その登録の内容に変更が生じた場合は、競争入札参加資格登録内容変更届（別記様式第3号）に別表3に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、その都度速やかに市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の取消し）

第9条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 不正な手段又は虚偽の申請により競争入札参加資格を得たとき。
- (3) 市長が入札参加資格を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格を有する業者の名簿から当該者を抹消するものとする。

附 則

この基準は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成17・18年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成19・20年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成21・22年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成23・24年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成25・26年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表2その1の改正規定は、平成29・30年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 ただし、平成31・32年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 ただし、令和3・4年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 ただし、令和5・6年度競争入札参加資格申請受付分から適用するものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

書類 番号	提出書類	建設工事		建設コンサル タント業務		様式等
		県内	県外	県内	県外	
1	競争入札参加資格審査申請書 (様式第 1 号の 1、第 1 号の 2、第 1 号の 3)	○	○	○	○	指定様式
2	印鑑(登録)証明書	○	○	○	○	写し可
3	建設業の許可証明書又は許可通 知書	○	○			写し可
4	建設業の許可申請書及び別表	△	△			写し可
5	履歴事項全部証明書	△	△	△	△	写し可
6	国税に係る納税証明書	○	○	○	○	写し可
7	和歌山市税に係る納税(完納) 証明書	△	△	△	△	写し可
8	和歌山市法人市民税に係る確定 (修正)申告書又は納税証明書	△	△	△	△	写し可
9	誓約書	○	○	○	○	指定様式
10	営業所の写真	△	△	△	△	
11	営業所の位置図	△	△	△	△	
12	I S O 認証取得を証明する書類	△	△	△	△	写し可
13	エコアクション 2 1 認証取得を 証明する書類	△				写し可
14	和歌山市民の雇用状況届出書	△				指定様式
15	障害者雇用状況報告書	△				写し可
16	障害者雇用状況調書	△				指定様式
17	災害協定に係る書類	△				写し可
18	災害時協力実績調書	△				指定様式
19	災害予防活動調書	△				指定様式
20	不当要求防止責任者講習受講修 了書	△				写し可
21	労働安全衛生法関係資格等取得 一覧表	△				写し可
22	技術職員名簿	○				写し可
23	資格者等届出表	○				指定様式
24	資格者等総括表	○				指定様式

25	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	○			写し可
26	女性技術者の雇用状況	△				指定様式
27	使用印鑑届（委任状）	○	○	○	○	指定様式
28	附表	○	○	○	○	指定様式
29	市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書	△	△	△	△	指定様式
30	業務経歴書			○	○	
31	現況報告書副本			△	△	写し可
32	技術者経歴書			△	△	
33	建設コンサルタント業務に係る許可又は登録の証明書			△	△	写し可
34	財務諸表（確定申告書を含む。）			○	○	写し可
35	業務整理調書			○	○	指定様式
36	役員等調書及び照会承諾書			○	○	指定様式

※ ○は必須提出科目      △は該当時提出科目

別表2（第5条関係）

その1

項目	内 容	加算点
労働安全衛生確保への取組	労働安全衛生法関係の免許を取得又は技能講習を修了している者を雇用している者 ※ 一つにつき2点（上限 10点）	2点
暴力団等排除への取組	審査基準日の前日までの2か年に、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習）を受講した者	10点
災害時の応急対策業務への取組	審査基準日までに、和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体事業者	30点
	審査基準日までに、和歌山市と大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体の会員	30点
	審査基準日までに、和歌山県と災害時における応急対策業務に関する協定を締結した団体の会員（ただし、和歌山市内の業務が含まれたものに限る。）	15点
	※ 加算はいずれか一つとする。	
災害時の応急対応への貢献	審査基準日の前日までの2か年に、和歌山市と締結した災害協定の要件に基づき応急対策業務を行った者	40点
	審査基準日の前日までの2か年に、災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火）時に、和歌山市内において国又は地方公共団体の依頼に基づき応急対策業務を行った者 ※ 一件につき15点（上限 30点）	15点
	※ 加算はいずれか一つとする。	
災害予防活動への取組	審査基準日の前日までの2か年に事業者として防災活動への協力又は地域を含めた防災活動を主催した者	15点
環境配慮への取組	ISO9000シリーズの認証取得をした者	10点
	ISO14001の認証取得をした者	10点
	エコアクション21の認証取得をした者 ※ ISO14001を取得している者は加点しない。	5点
障害者雇用への取組	法定義務建設業者（常用労働者数が43.5人以上）のうち法定数を超えて雇用している者 非法定義務建設業者の場合は、1名以上雇用している者 ※ 障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する者をいう。	10点
	法定義務建設業者のうち法定数の雇用をしている者	5点
地元雇用への取組	建設業に従事する職員のうち和歌山市民を雇用している者と和歌山市民の雇用人数が10人以上の場合、30点を加点する。 和歌山市民の雇用人数が10人未満の場合は、次の表により加点する。	
	雇 用 比 率	点数
	50%以上80%未満	10点
	80%以上	30点
※ （上限 30点）		
地元業者の優先	和歌山市に主たる営業所（本社・本店）を有する者	30点

項目	内 容	加算点
優良工事表彰 受賞歴	審査基準日の属する年度の前5か年において、和歌山市優良建設工事表彰要綱（平成20年4月1日制定）に基づき受賞した者（表彰対象工事の業種に対し1件あたり）	15点
	審査基準日の属する年度の前5か年において、表彰の候補として選定したが選考の結果表彰を受けられなかった者（表彰対象工事の業種に対し1件あたり）	5点
	※（上限 40点）	
工事成績	<p>審査基準日の前日までの5か年において、和歌山市が発注した工事で当該業者が施工した業種別工事の工事成績評定点の平均点に応じ、次のとおり算出したものを加減する。ただし、審査基準日の前日までの工事实績がない場合は、平均成績評定点を65点とする。</p> <p>平均成績評定点が65点を超える場合  <math>(\text{業種別平均工事成績評定点} - 65) \times 3</math>点</p> <p>平均成績評定点が65点未満の場合  <math>(\text{業種別平均工事成績評定点} - 65) \times 2</math>点</p> <p>※（上限 100点、下限 -50点）</p>	
技術者数	<p>審査に際し提出された資格者等総括表に計上された技術者に対して、業種ごとに別表2その2のとおり加点する。</p> <p>ただし、一業種について一人の技術者が複数の資格を有している場合は、加点数の高いもののみとする。</p> <p>※（上限 70点）</p>	
指名停止	<p>審査基準日の前日までの2か年において、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日施行）及び和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けた者については、次のとおり加点する。</p> <p>ただし、複数回指名停止を受けた場合は、重複して加点する。</p>	
	指 名 停 止 期 間	点 数
	3か月未満	-10点
	3か月以上6か月未満	-20点
	6か月以上	-30点
若年技術者の 確保	最新の経営事項審査において、「若年技術職員の継続的な育成及び確保」についての加点が認められている者	10点
	最新の経営事項審査において、「新規若年技術職員の育成及び確保」についての加点が認められている者	10点
女性技術者の 確保	建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に該当する女性技術者を雇用している者	10点





別表3（第8条関係）

その1

建設工事

変更事項		提出書類	競争入札参加資格登録内容変更届 (指定様式)	使用印鑑届 (委任状) 2部 (指定様式)	履歴事項 全部証明書 (写し可)	建設業許可に係る変更届出書の写し	写真 (所在地が和歌山市内の場合のみ) ※3	競争入札参加資格登録書 (原本)
本社 (主たる営業所)	商号又は名称		○	○	○	○	○	○
	代表者職氏名		○	○	○	○		
	所在地		○	○	○	○	○	△※4
	電話番号		○	○				
	FAX番号		○					
受任先	営業所名称		○	○	△※2	○	○	○
	受任者職氏名		○	○	△※2	○		
	所在地		○	○	△※2	○	○	○
	電話番号		○	○				
	FAX番号		○					
市内営業所※1	営業所名称		○		△※2		○	
	所長等職氏名		○		△※2			
	所在地		○		△※2		○	
	電話番号		○					
	FAX番号		○					
印鑑	実印		○	○	印鑑（登録）証明書の写しを添付			
	使用印		○	○				
その他	廃業		○	許可行政庁へ提出した廃業届の写しを添付				△※4
	特定許可		○	許可通知書の写しを添付				△※4

- ※1 本社（主たる営業所）及び受任先以外の和歌山市内の営業所に変更がある場合に提出してください。
- ※2 変更事項を登記している場合に提出してください。
- ※3 写真を提出する場合は、A4サイズの台紙に貼り付け又は印刷して、次のものをすべて提出してください。  
 ①全景（事務所外観） ②営業所正面（看板を写しこんだもの） ③郵便受（ポスト）（事業者名が確認できるもの） ④事務所内部（常駐の状態、備品等が確認できるもの） ⑤建設業法第40条に基づく建設業の許可を受けた標識（和歌山市内に主たる営業所又は受任先がある場合のみ） ⑥建設機械・建設資材等の保管場所（機械・資材等が確認できるもの、保管場所がある場合のみ） ⑦営業所の位置図
- ※4 競争入札参加資格登録書の記載内容に変更が生じる場合に提出してください。
- ※ 登録している口座情報にも変更が生じた場合は、口座振替申出書も提出してください。

その2

建設コンサルタント業務

変更事項		提出書類	競争入札参加資格登録内容変更届 (指定様式)	使用印鑑届 (委任状) 2部 (指定様式)	履歴事項 全部証明書 (写し可)	許可（登録）に係る 証明書又は 通知書の写し	写真 (所在地が 和歌山市内 の場合の み) ※4	競争入札参加資格登録書 (原本)
本社 (主たる営業所)	商号又は名称		○	○	○	△※3	○	○
	代表者職氏名		○	○	○	△※3		
	所在地		○	○	○	△※3	○	△※5
	電話番号		○	○				
	FAX番号		○					
受任先	営業所名称		○	○	△※2	△※3	○	○
	受任者職氏名		○	○	△※2	△※3		
	所在地		○	○	△※2	△※3	○	○
	電話番号		○	○				
	FAX番号		○					
市内営業所※1	営業所名称		○		△※2		○	
	所長等職氏名		○		△※2			
	所在地		○		△※2		○	
	電話番号		○					
	FAX番号		○					
印鑑	実印		○	○	印鑑（登録）証明書の写しを添付			
	使用印		○	○				
その他	廃業		○	許可（登録）に係る廃業届の写しを添付（廃業届を提出している場合のみ）				△※5

※1 本社（主たる営業所）及び受任先以外の和歌山市内の営業所に変更がある場合に提出してください。

※2 変更事項を登記している場合に提出してください。

※3 許可（登録）を受けている場合に提出してください。

※4 写真を提出する場合は、A4サイズの台紙に貼り付け又は印刷して、次のものをすべて提出してください。

- ①全景（事務所外観） ②営業所正面（看板を写しこんだもの） ③郵便受（ポスト）（事業者名が確認できるもの） ④事務所内部（常駐の状態、備品等が確認できるもの） ⑤営業所の位置図

※5 競争入札参加資格登録書の記載内容に変更が生じる場合に提出してください。

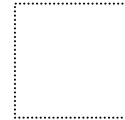
※ 登録している口座情報にも変更が生じた場合は、口座振替申出書も提出してください。

# 競争入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

年 月 日

（宛先）和歌山市長  
和歌山市公営企業管理者

申請者所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名



年度和歌山市及び和歌山市公営企業所管の建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、貴市の定める競争入札参加者の資格（和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準第2条）を有する者であること並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当社は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。また、貴市が作成する年度登録業者名簿についてホームページ等で公表することについて異存ありません。

※ 本市との契約等について権限を委任した営業所がない場合は、（2）の欄へ記入しないでください。

(1) 本社 (主たる営業所)	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -
(2) 本市との契約等について権限を委任した営業所	所在地 営業所名称 受任者職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -

※ (1)・(2)以外に和歌山市内に営業所を設置している場合は、記入してください。

(1)(2)以外の 和歌山市内の 営業所	所在地 営業所名称 所長等職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -

# 競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者）

年 月 日

(宛先) 和歌山市長  
和歌山市公営企業管理者

申請者所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名



年度和歌山市及び和歌山市公営企業所管の建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、貴市の定める競争入札参加者の資格（和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準第2条）を有する者であること並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当社は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。また、貴市が作成する年度登録業者名簿についてホームページ等で公表することについて異存ありません。

※ 本市との契約等について権限を委任した営業所がない場合は、(2)の欄へ記入しないでください。

(1) 本社 (主たる営業所)	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -
(2) 本市との契約等について権限を委任した営業所	所在地 営業所名称 受任者職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -

※ 和歌山市内の営業所が(2)と同一の場合は、記入しないでください。

(2)以外の和歌山市内の営業所	所在地 営業所名称 所長等職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -

# 競争入札参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）

年 月 日

(宛先) 和歌山市長  
和歌山市公営企業管理者

申請者所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名



年度和歌山市及び和歌山市公営企業所管の建設コンサルタント業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、貴市の定める競争入札参加者の資格（和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準第2条）を有する者であること並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当社は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。また、貴市が作成する年度登録業者名簿についてホームページ等で公表することについて異存ありません。

※ 本市との契約等について権限を委任した営業所がない場合は、(2)の欄へ記入しないでください。

(1) 本社 (主たる営業所)	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -
(2) 本市との契約等について権限を委任した営業所	所在地 営業所名称 受任者職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -

※ (1)・(2)以外に和歌山市内に営業所を設置している場合は、記入してください。

(1) (2)以外の 和歌山市内の 営業所	所在地 営業所名称 所長等職氏名	
	電話番号	( ) -
	FAX番号	( ) -

年度

NO. \_\_\_\_\_

## 競争入札参加資格登録書

入札参加資格者名  
住所

資格区分

業 種

総合点数

1

2

3

4

5

6

業 種	総合点数

登録認定日

有効期限

和歌山市長

印

- 注 1 この証は、和歌山市競争入札参加に際し必要となるので大切に保管すること。  
2 この証を紛失したときは、直ちにその旨を届けること。  
3 本証を偽造する等の不正行為があった場合は、資格を取り消すものとする。

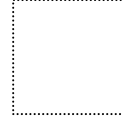
# 競争入札参加資格登録内容変更届

年 月 日

(宛先) 和歌山市長  
和歌山市公営企業管理者

和歌山市の登録番号 NO. \_\_\_\_\_

申請者 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名



実印

年度競争入札参加資格の登録内容について、次のとおり変更しましたので関係書類を添付して届けます。

* 変更事項の該当する番号を○で囲むこと		
1 本社（主たる営業所）の商号又は名称	7 受任先の所在地	13 実印
2 本社（主たる営業所）の代表者職氏名	8 受任先の電話番号・FAX番号	14 使用印
3 本社（主たる営業所）の所在地	9 市内営業所の名称	15 許可を受けた建設業
4 本社（主たる営業所）電話番号・FAX番号	10 市内営業所の所長等職氏名	16 その他（            ）
5 受任先の営業所名称	11 市内営業所の所在地	
6 受任先の受任者職氏名	12 市内営業所の電話番号・FAX番号	

変更事項	旧		新		変更年月日
	角印	丸印	角印	丸印	
実印					
使用印	角印	丸印	角印	丸印	

- \* 控え等に受付印が必要な方は各自で受付用の用紙を準備してください。
- \* 和歌山市内の営業所が受任先になっている場合は受任先の変更の項目で届けてください。
- \* 和歌山市内に営業所を開設した場合や廃止した場合は必ず変更の届出を行ってください。
- \* 許可を受けた建設業の変更について、建設業許可番号の変更は届出の必要はありません。